



2025/08/26 11:07 現在の情報です。

発行年月日: 2025/08/26
照会番号: 0992232209

照会番号の有効期間は発行年月日から100日間です。

表題部	(主である建物の表示)	調製	平成10年9月10日	不動産番号	0601000520198
所在図番号	9				
所在	真岡市熊倉三丁目 38番地9、38番地2				
家屋番号	38番9				
①種類	②構造	③床面積㎡	原因及びその日付(登記の日付)		
店舗	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	1499.60	平成6年12月1日新築		
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月10日		

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成6年12月12日 第11478号	所有者 茨城県水戸市南町二丁目5番5号 株式会社常陽銀行 順位1番の登記を移記
	信託		信託財産第4号 順位1番の登記を移記
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月10日
2	所有権移転	平成26年12月18日 第13543号	原因 平成26年12月15日信託財産引継 所有者 真岡市熊倉三丁目7番地1 水澤進
	1番信託登記抹消		原因 信託財産引継

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2025/08/26 11:07 現在の情報です。

発行年月日: 2025/08/26
照会番号: 0992232221

照会番号の有効期間は発行年月日から100日間です。

表 題 部 (主である建物の表示)	調製	平成10年9月10日	不動産番号	0601000520207
所在図番号	9			
所 在	高岡市熊倉三丁目 40番地2、40番地1			
家屋番号	40番2			
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)	
店舗	鉄骨造準鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 254.25 2階 198.00	平成6年12月1日新築	
家 数	家 数	家 数	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成7年1月12日 第304号	所有者 宇都宮市平出工業団地37番3 株 式 会 社 オ ー タ ニ 順位1番の登記を移記
	家 数	家 数	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月10日

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根拠当権設定	平成7年2月9日 第1350号	原因 平成7年2月9日設定 根拠額 金1億600万円 根拠の範囲 銀行敷引、平相債権、小切手債権 所有者 宇都宮市平出工業団地37番3 株 式 会 社 オ ー タ ニ 根拠当権者 茨城県水戸市南町三丁目5番5号 株 式 会 社 一 般 銀 行 (取扱店 高岡西支店) 共同担保 目録の第1352号 順位1番の登記を移記
	家 数	家 数	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月10日
2	1番根拠当権抹消	令和3年9月2日 第9793号	原因 令和3年8月12日解除

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が聯権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2025/08/26 11:07 現在の情報です。

発行年月日：2025/08/26
照会番号：0992232232

照会番号の有効期間は発行年月日から100日間です。

表 題 部	(主である建物の表示)		調製	平成10年9月10日	不動産番号	0601000520201
所在図番号	9					
所 在	真岡市熊倉三丁目 39番地4		[家] [地]			
家屋番号	39番4		[家] [地]			
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	186.55		平成6年12月1日新築		
[家] [地]	[家] [地]	[家] [地]	[家] [地]	昭和63年法律省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月10日		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成7年1月12日 第304号	所有者 宇都宮市平出工業団地37番3 株 式 会 社 オ ー タ ニ 順位1番の登記を移記
	[家] [地]	[家] [地]	昭和63年法律省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月10日

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。